

医療管理ニュース Vol.90

令和6年4月から労働条件明示ルールが変わります

令和6年4月1日から労働条件の明示項目に、以下の4点が絶対的明示事項として追加されます。今までの労働条件通知書の内容を部分的に変更する必要がありますので、改正後の労働条件通知書のモデル様式を参考の上ご準備ください。詳しい資料は県歯ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

【制度改正のポイント】

1. 「就業場所・業務の変更の範囲」の明示

全ての労働契約に対し、労働条件通知書と雇用契約書を通して「雇い入れ直後の就業場所」と「業務の内容」を明示することが義務づけられています。改正後は、全ての労働契約の締結時と有期労働契約の更新のタイミングごとに、これらの事項に加え将来の配置転換などを想定した「変わり得る就業場所や業務内容」の明示が必要です。就業場所が分院のない一カ所の場合も明示が必要です。

2. 「更新上限の有無と内容」の明示

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限（有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容の明示が必要になります。最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合や、最初の契約締結時に設けていた更新上限を短縮する場合は、事前に対象者に理由を説明しなければなりません。

3. 「無期転換申込機会」の明示

「無期転換申込権※」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会）の明示が必要になります。無期転換申込権の発生後、無期転換を申し込まず有期労働契約を更新した場合は、その後の更新のたびに「無期転換申込機会」の明示が必要となります。（※同一使用者との間で有期労働契約が通算5年を超える場合、労働者の申込により無期労働契約に転換する制度）

4. 「無期転換後の労働条件」の明示

前項の「無期転換申込機会の明示」とともに、無期転換後の労働条件の明示が必要です。無期転換後の賃金等の労働条件を決定するにあたっては、正社員や無期雇用フルタイム労働者などとのバランスを考慮し、その内容を有期契約労働者に説明するよう努めないといけません。

対象者	明示のタイミング	新しく追加される明示事項
すべての労働者	全ての労働契約の締結時と有期労働契約の更新時	1.就業場所・業務の変更の範囲
有期契約労働者	有期労働契約の締結時と更新時	2.更新上限の有無と内容
	無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時	3.無期転換申込機会 4.無期転換後の労働条件

(松島章子)